

遠野市ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、遠野市が管理するホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の方法)

第2条 市ホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）は、バナー広告（広告を掲載するホームページ上に文字又は画像を貼り、指定するホームページにリンクして行うものをいう。）によるものとする。

(広告の規格、数量等)

第3条 広告の規格、数量等は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル×横 150ピクセル
- (2) 形式 「.gif」又は「.jpeg」の拡張子をもつもの
- (3) データ容量 10キロバイト以下
- (4) 広告の掲載位置 市ホームページのトップページ
- (5) 広告の枠数 4枠

(広告の掲載期間等)

第4条 広告を掲載する期間は、1か月単位を基本とし、最長12か月までとする。ただし、掲載する期間の末日は、年度の末日以前の日とする。

2 広告の掲載を開始する日（以下「掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の初日とし、広告の掲載を終了する日（以下「掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の末日とする。

3 前項の規定にかかわらず、掲載開始日又は掲載終了日が、遠野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年遠野市条例第36号）に定められた週休日又は休日に当たる場合は、掲載開始日にあつてはその前日とし、掲載終了日にあつてはその翌日とする。

(広告規制業種及び業者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する業種及び業者の広告は、掲載しない。

- (1) 各種法令に違反しているもの
- (2) 暴力団又はその構成員であると認めるに足りる相当の理由がある者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122号）で規制される業種その他これらに類するもの
- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (5) 市営建設工事等の指名停止等の措置を受けている者
- (6) 違法又は不適当な行為により営業停止その他不利益処分を受けている者
- (7) 民事再生法（平成11年法律第 225号）又は会社更生法（平成14年法律第 154号）による再生手続又更生手続中のもの
- (8) 市税等の滞納がある者
- (9) その他市長が市ホームページに掲載する広告の業種又は業者として適当でないと認める

もの

(広告の内容)

第6条 市ホームページに掲載する広告の文字又は画像の内容及びデザイン並びにリンク先ホームページの内容は、市の広報媒体としての品位を保つとともに公共性を妨げない広告でなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 公の秩序若しくは善良な風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 選挙に関するもの
- (6) 社会問題についての主義主張に関するもの
- (7) 通信販売、訪問販売、先物取引、貸金業及び風俗営業に関するものその他これらに類するもの
- (8) 求人広告その他これに類するもの
- (9) 一般市民に不利益を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- (10) その他市長が広告を掲載することが適当でないと認めるもの

(広告の禁止表現)

第7条 広告及びリンク先ホームページの表現が次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者の意志に反した動き又は誤解を与えるおそれのあるもの
- (2) 閲覧者に不快感を与えるおそれのあるもの
- (3) 市の事業と錯誤するおそれのあるもの
- (4) その他市長が広告の表現として適当でないと認めるもの

(広告の募集)

第8条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、時期、掲載位置、広告枠等必要な事項を明記した上で、市ホームページへの掲載その他の方法により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告掲載希望者は、広告を掲載しようとする日の20日前までに、遠野市ホームページ 広告掲載申込書（様式第1号）を次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 広告図案
- (2) 会社概要等の資料（業種がわかるもの）
- (3) 市税の納税証明書（市外に住所を置く事業者にあつては、住所を置く自治体の納税証明書）

2 広告掲載希望者が申込みすることができる広告の枠数は、1 広告掲載希望者につき1 枠に限るものとする。

(広告掲載の決定)

第10条 市長は、前条の規定により広告掲載の申し込みがあった場合は、速やかに内容を審査し、当該申し込みがあった日後5日以内に広告の掲載の可否を決定し、掲載を決定したときは遠野市ホームページ広告掲載決定通知書（様式第2号）により、掲載しないこととしたときはその旨を広告掲載希望者に通知するものとする。

2 市長は、広告掲載の申し込みが広告枠数を超えるときは、次の順位により決定するものとし、これにより難いときは、抽選により決定する。

(1) 第1順位 市内に主たる事業所、支店、営業所等を有する者

(2) 第2順位 広告の掲載を希望する月数がより多い者

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告の掲載の決定を受けた広告主（以下「広告主」という。）は、広告の原稿をあらかじめ市長が指定する日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告の原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載を開始する時刻等)

第12条 広告は、前条の規定により提出された原稿により、おおむね広告掲載開始日の前日の午後1時から午後5時までの間に掲載するものとし、広告掲載終了日の午後1時から午後5時までの間に取り除くものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(広告掲載料)

第13条 広告掲載料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 遠野市内に主たる事業所、支店、営業所等を有する者 1枠あたり月額5,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 前号以外の者 1枠あたり月額10,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 広告の掲載期間が1月に満たないときは、掲載日数に応じた額（日割計算した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

3 広告主は、広告を掲載する5日前までに、広告掲載料を一括納付しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

4 既に納付した広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰することができない理由により広告掲載を中止したときは、この限りでない。

5 前項ただし書の規定にかかわらず、前条の規定により広告の掲載を取消したときは、広告掲載料は、一切返還しない。

6 第4項ただし書の規定により広告掲載料を返還しようとするときは、広告を掲載できなかった日数に応じて広告掲載料（日割り計算した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を返還する。ただし、サーバー等の通常の保守管理を行う場合、又は市ホームページの閉鎖日数が1日未満の場合は、広告掲載料を返還しない。

7 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、市長に申し出なければならない。

(市による広告掲載の変更)

第15条 市長は、広告の掲載期間が終了したことによる広告の入れ替え、市ホームページのデザインの変更等やむを得ない理由があるときは、掲載中の広告の価値を著しく損なわないと認められる範囲内で、広告の位置を変更することができる。

(広告の変更)

第16条 広告主は、広告の掲載期間が1月を超える決定を受けているときは、当該広告の内容をおおむね1月単位で変更し、又はリンク先を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容を変更し、又はリンク先を変更しようとするときは、変更しようとする日の10日前までに、遠野市ホームページ掲載広告変更申出書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(広告掲載の取消し)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他の手続を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 広告デザイン及びリンク先ホームページの内容が第6条第2項及び第7条の規定に該当するとき。
- (4) その他市長が市ホームページへの広告掲載を適当でないと認めたとき。

2 前項の規定により広告の掲載を取消したときは、広告主に対して一切の補償は行わない。

(広告主の責務)

第18条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

附 則

この告示は、平成24年6月1日から施行する。